

第3回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録(令和7年11月開催)

日 時	令和7年11月20日(木)午後6時00分～午後7時00分
場 所	市役所5階第2応接室
出席委員	坂本委員、小越委員、藤澤委員、増子委員、館山委員、宮島委員、高橋委員、渡邊委員 阿部委員、阿萬野委員
事務局	木村副市長、柴田部長、銅課長、浅野課長補佐、奈良総務係長、原田総務係主査、 前田総務係主査、戸澤給付係主査
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開 会2 諮 問3 市長挨拶4 報告事項 第1号 第15回定例市議会の結果5 協議事項 第1号 市長からの諮問事項 苫小牧市税条例の一部改正(子ども・子育て支援金の新設)6 その他

銅課長 定刻となりましたので、ただ今から「第3回国民健康保険運営協議会」を開催いたします。
本日はご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます。保険年金課 銅でございます。よろしくお願いいたします。
本日の会議は、協議会委員10名皆様が出席しておりますので、苫小牧市国民健康保険条例施行規則第4条により、会議が成立していることをご報告いたします。
小越委員におかれましては、都合により、6時半で退席されますので事前にお伝えさせていただきます。

木村副市長 次に、本運営協議会に対し副市長から諮問がありますので、渡邊会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。
苫小牧市税条例の一部改正について諮問いたします。
国民健康保険法第11条に基づき、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金の税率について、北海道が示す統一保険税率を採用することに対する貴会の意見を求めますので、よろしくご協議をお願い申し上げます。
(副市長から渡邊会長へ諮問書を手渡し)
副市長よりご挨拶申し上げます。
(副市長挨拶)
副市長は、ここで退席いたします。
(退席)

銅課長 それでは、苫小牧市国民健康保険条例施行規則に従い、以後の進行を渡邊会長にお願いいたします。
木村副市長
銅課長
木村副市長
銅課長

渡邊会長 委員の皆様には、ご多用のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
皆様には活発なご意見をいただきながら、スムーズな議事進行が図られますよう、ご協力をお願いいたします。
委員皆様のご意見を伺いたいのので、先に、協議事項から進めたいと思います。
協議第1号「市長からの諮問事項 苫小牧市税条例の一部改正」について、事務局から説明願います。

銅課長 協議第1号、市長からの諮問事項、苫小牧市税条例の一部改正につきまして、7ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援金の新設については、前回の運営協議会の最後に、令和8年度から開始となる子ども・子育て支援金制度の概要についてお伝えしておりましたが、11月14日に北海道から仮算定の税率が示されたところでございます。

(1) 協議事項については、事務局からの提案となります「子ども・子育て支援金の税率を北海道が示す統一保険税率を採用すること」に対して、協議をお願いしたいと考えております。

(2) 子ども・子育て支援金制度については、こども家庭庁のこども未来戦略の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組みとなります。

令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に導入することとなっており、国保だけではなく、会社の保険や75歳以上の後期高齢者医療制度などのすべての健康保険に上乘せする形で負担することとなります。

徴収した財源については、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などの子育て世帯への支援に活用されることとなります。

(3) 新設にあたっての背景について、北海道では、医療分・後期高齢者支援分・介護分は令和12年度から全道統一の保険税率導入を予定しておりますが、子ども・子育て支援金分は導入当初の令和8年度から全道統一保険税率を目指しています。

全道統一保険税率より低い税率を採用した場合は、不足分を市の財源で補填することとなります。

8ページをお願いいたします。

(4) 子ども・子育て支援金の税率については、現時点で示されている仮算定の税率となりますが、所得割0.26%・均等割910円・平等割878円となっております。なお、限度額については、現時点で示されておらず、未定となっております。

銅課長

税率等については、仮算定の暫定数値のため、令和8年1月に示される予定の本算定により増減する見込みとなります。
また、18歳未満の均等割額は、10割軽減措置つまり免除となる見込みです。

9ページをお願いいたします。

(5) モデルケースによる子ども・子育て支援金の影響額試算については、仮算定での試算でございますが、事例ごとにご説明します。

- ・ 単身70歳で所得43万円以下の場合は、年額600円、
- ・ 単身40歳で給与収入400万円の場合は、年額7,900円
- ・ 夫婦40歳、子ども10歳2人の4人世帯で、夫の給与収入300万円の場合は、年額6,300円
- ・ 夫婦70歳、夫の年金収入250万円の場合は、年額4,700円となります。

10ページをお願いいたします。

(6) 制度開始に向けた周知方法については、子ども・子育て支援金が令和8年度から開始となる新たな制度であり、加入者皆様の理解促進を図るため、窓口での案内や国保だより、リーフレット、広報とまこまい、ホームページなどを活用し、周知広報を行ってまいります。

リーフレットにつきましては、別紙で皆様に色つきのA4の表裏の資料をお配りしております。

11ページをお願いいたします。

(7) 今後のスケジュールについては、本日の運営協議会でお諮りいただいた後、諮問に対する答申を行い、12月市議会定例会の所管委員会で概要説明、翌年1月中旬に本算定通知を受領後、パブリックコメントを実施する予定です。

また、条例改正案の提出時期については、国から税条例参考例が示される時期によって、A、B、Cのいずれか日程で対応したいと考えております。

なお、委員の皆様には、1月中旬の本算定が示され次第、子ども・子育て支援金の税率等を書面にてお知らせいたします。

以上で、協議第1号の説明とさせていただきます。

子ども・子育て支援金の税率設定方法につきましては、委員の皆様にご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

渡邊会長

A委員

ただいまの説明につきまして、ご質問などございませんか。

モデルケースについて、40歳男性の単身か子どもがいるかの試算で、収入が400万と300万にしている意図はなんですか。

浅野課長補佐

前回令和6年の税率改正をさせていただいた時も、このモデルケースを使わせていただいたというところで、今回この事例を出させていただいております。

A委員

収入が同じだった場合はどうなりますか。

浅野課長補佐

400万ですと軽減が掛からず、お子さんの均等割は掛からないので、大人分の910円が増えるため、8,800円くらいになると思います。

B委員

8ページですが、北海道が示した税率の0.26%の算定方法を教えていただきたいと思います。もう一つ、0.26%をすべて、被保険者に上乗せする考え方について教えていただきたいです。

浅野課長補佐

所得割率の0.26%がどのように計算されているのかですが、北海道が全道の市町村から子ども・子育て支援金を集める総額が23億円になっております。

この23億をどのように保険税率に反映させるかといいますと、8ページにある所得割に係る部分の応能割と、均等割と平等割の人数や世帯に対してかかる部分の応益割に総額を振り分けます。そうすると、応能割は11億円、応益割は12億円の総額23億円という形にまず分けられます。

そこから応能割11億円を全道の総所得約4,600億円で割り返しますと、所得割は大体0.26%という計算になります。

均等割と平等割も全道の被保険者数79万人と世帯数53万世帯で割り返しますと、均等割一人当たり掛かる部分が910円と世帯に掛かる部分が878円となります。

銅課長

健康保険になぜ上乗せするのかという話ですが、介護保険や年金制度と比べて、料金を徴収する範囲が広いということで、まず健康保険のほうに焦点が当たったのかなと思います。

あと健康保険制度は、後期や出産育児一時金など世代を超えた支えあいの仕組みができています。急速な少子化・人口減少に歯止めを掛けることがこの医療保険制度の持続可能性を高める、そういった理由から健康保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収することが国の方から示されているところでございます。

B委員

健康保険料に上乗せする背景を教えていただきたいのと、お支払いが厳しい方がいらっしゃる時、市独自で道の設定より低くすることはできないのかということをお願いいたします。

銅課長

まず、背景につきましては、なぜ健康保険にという話になりますと、先ほど申し上げましたとおり健康保険の方が集めやすい、守備範囲が広いといったことで健康保険の方に上乗せされる仕組みになったのが、背景の一つかなと思います。

- 浅野課長補佐 市税の税率の設定につきましては、各市町村の市税条例に定めることとなりますので、最終的な裁量は市町村にあります。
そのため、北海道がこの税率にしてくださいと言っても、道が示した税率と違う税率を設定することは可能となっております。
しかしながら、道より低い税率を設定したとなった場合は、7ページに記載させていただいておりますが、背景の2つ目、低い税率を設定すると、その分納付金の財源が集まらないこととなります。その財源を何かで補てんするかとなりますので、市費を投入、基金であったり一般会計からの繰入を投入しないといけないという形になります。
基金については、有限ですので、ずっと続けていくのは難しいです。
また、一般会計からの繰入となりますと、国保に加入していない方からの税金で補てんされることとなります。
子ども・子育て支援金は、国保のみならず後期も社会保険も皆様に掛かるものなので、国保だけの値下げに市費を投入するのは、なかなか難しいかなと思うところがありますので、独自の軽減は難しいと考えております。
- 渡邊会長 健康保険料に上乘せする背景というのは、なぜ健康保険だけ狙い撃ちなのかという意図もあると思うのでそこを説明いただきたい。
- 浅野課長補佐 子ども・子育て支援金は、未来の世代を支えようということで、健康保険の一部だということで徴収することになったもので、市民税に上乘せとか消費税に上乘せとかではなく、広く皆様から集めている健康保険に上乘せする形が選ばれたという、先ほどの課長の説明のとおりになります。
- C委員 苫小牧市が全道統一保険税率より低い税率を採用するというのは、私は個人的には反対です。どうせならみんな一律でやりましょう。先ほどおっしゃったように一般会計からの財源を充てるとかは、市民の皆様から頂いた税金をこれだけの目的のために使うのはよろしくないかなと、私はこの統一保険税率を採用してもらいたいと思います。
もう一つ、勘違いかもしれませんが今回の子ども・子育て支援分の所得割0.26%、均等割910円、平等割878円と初めて100円未満の端数が出てきてしまいましたけど、新年度から健康保険料の端数を払うようになるのでしょうか。
- 浅野課長補佐 これは道から示された仮算定の数字になりますので、最終的な本算定の段階では100円単位切り上げのような形で数字が上がってくるのかなと。
保険税の月割計算の過程で端数が出るんですけど、最終的に皆様に通知する段階では、100円未満切り捨てし、100円単位で税の額をお知らせするという形になります。
- C委員 それは年度が変わっても、基本的には100円未満はとらないと。
- 浅野課長補佐 そのとおりです。
- D委員 低所得者とか低所得者に僅かに届かない人とかは、生活費がものすごい高騰しているので、なにか少し、低所得者の層を拡大するとかしてもらわないと、どんどん物価高騰して、どんどん生活費が掛かるので苦しいと思います。
- 銅課長 子ども・子育て支援金も7割、5割、2割と国保税と同じように軽減制度があるのと、資料にありますとおり、18歳未満の均等割、加入者分に掛かる金額になるんですけど、そちらの方は10割軽減ということで、免除はすることになります。
ただ、おっしゃるとおり、低所得者層に対するっていう部分につきましては、冒頭言いました7割、5割、2割の当初の減免率を使わせていただくことになると思います。
- D委員 減免幅を物価高騰に対して、拡大するということはしないということですか。
- 浅野課長補佐 7割、5割、2割の軽減も毎年物価高騰をみて、軽減の幅をここ2・3年は毎年変わっています。
子ども・子育て支援金については、国においても歳出改革とか社会保険の負担軽減を図って、皆様の負担感をあまり増やさない感じでやるということを国は言っておりますので、そうなればよいと考えております。
- E委員 非常に納得のいかない保険料の上乗せをされるというもので、一概に保険料という言い方をするから納得のいかないんだと思うんですけど、形としては保険料のやり方を使って、徴収するというので、もともとある保険料を上げるということではない。
今まさに、自民と維新の間で、連立合意をした中で、若年層の保険料負担を下げると言っているが、結局、子ども・子育て支援金分が増えるというのは、納得のしがたいところで、その説明責任をもうちょっと国の方で果たしてほしいと思います。
直接窓口となって接している国保などの保険者が説明することとなってしまって、国の説明責任が足りないなと感じているところがあります。
まさに、先ほどのモデルケースにありましたが、どうしても保険料という取り方をすると子育て支援金なんですけど、低所得者層の子育て世帯は何千円とはいえ、非常に重たいと思います。
そこについては、色々なところから声を上げていきたいと思っています。
健保連とともに、国に対しては意見は出しておりますけども、そこは継続してやっていこうと思っています。
- F委員 税率が出ていますが、将来的には、やはり変わる可能性があるってことですよ。
- 浅野課長補佐 7ページに記載させていただいておりますけど、8年度から10年度にかけて、子ども・子育て支援金を導入していくということで負担が少なくなるよう傾斜を掛けて入れる、国の方では10年度以降は、右肩上がりにするようなものではないと国からは示されており、現時点では、上がり続けるようなものではないと言われております。

F委員 限度額はどのくらいになりますか。
浅野課長補佐 規模感で行くと、私の個人的な予想になりますが、2から3万円ほどかと思います。
G委員 保険税率というのは、北海道は統一保険税率を目指している8年度からと書いていますが、10年度に段階的とは、この数値から10年までは増えるってことですか。
浅野課長補佐 子ども・子育て支援金については、国の方で示されているのは、平均となりますが、月額8年度で250円、9年度で300円、10年度で400円というような形で月額は増やしていく形で示されています。

G委員 毎年苫小牧市としても上げていかないといけない。
浅野課長補佐 10年度まではそうですね。
G委員 市の考えとしては、低い税率を採用するという考えは今のところないということですね。
浅野課長補佐 はい。
銅課長 今のお話なんですけど、北海道の方から示す納付金というのがあって、その納付金に我々が毎年お支払いするんですけど、道が示す税率より低い数字で算出して、その納付金に満たない場合には、不足分を市で負担することが示されており、低い税率にしてしまうとデメリットが生じてしまうので、冒頭に言いましたように、我々としては北海道の税率を採用したいという考え方でございます。

G委員 税率が他のところより低いよとPRすることで人を集めるとか、手段がありそうかなという気がしたのですが、わかりました。
A委員 国民健康保険の方で、こういう制度が始まるということは、社会保険の方でも同じような制度が始まるということでしょうか。

浅野課長補佐 はい。
A委員 そうなると、企業さんたちも支払いが増えることになるますよね。
浅野課長補佐 はい。
A委員 税率を一定で下げるのか、低所得者とかそこだけ下げるのかといったところで、その補てん分は市の財源からとってこなきゃいけないということで、それが難しいとしたら、どこか企業から引っ張るしかないのかなと。単純な考えなので、できるかどうかは別にして。
浅野課長補佐 これって将来の子どもたちの、社会のためじゃないですか。となると企業さんたちにそういう理念があったり、強い気持ちをもってる企業さんたちが、ドネーションじゃないですけど、少し寄付してくれませんかというのが可能であれば、そこを財源として補てんするということができるのかなと。

浅野課長補佐 まず、社会保険は半分事業主と個人負担、国保に関しては事業主負担がないんですけど、国とか道からのお金がそもそも半分入っていて、残りを保険税と市から一部軽減分とかの補てんがある形で運営しています。
企業からの寄付を国保だけに充てるというのが、なかなか難しいかなと思います。
市的一般会計の方に入れていただいて、国保だけではなく、色々な保険険に加入している方の子育て支援に活用するのであれば理解が得られるのかと思いますが、国保の保険税を下げるために寄付してもらうというのは、難しいかなと思います。

A委員 難しいとおっしゃる理由は、前例がないからとかそういうことですか。
浅野課長補佐 国保の子どもだけ安くしてくださいと、寄付をお願いするのは難しいかと思えます。
割合としては、社会保険に加入している方のお子さんの方が多いため、市全体で使ってくださいといただいた寄付を、市の子育て事業に充てる方が現実的かなと思います。

H委員 社会全体で子どもたちを支援するというのももちろんわかるのですが、今回このように金額を負担したことによって、将来的に子どもたちが増えるとかシミュレーションがない限り、夢がないと出せないですよ。保険税とは別の話ですけど。
支えるにしても国としては、これだけ家庭に金額が増えるともう一人子どもほしいよね。という考えになるのかもしれないですよ。
金額によって、収入によって子どもたちが増えるとかそういった国のシミュレーションがあるのでしょうか。
もし、あれば、それだったら協力しようという気持ちにはなるのですが。
ただ、今は保険料だという感じで、夢を見させてほしいなと思うんですけど。そういうのはいかがですか。

銅課長 今回集めた支援金によって、実際子どもが増えるですとか、世帯数が増える、どんどん人数が増えて、市長が言う20万人都市になるかっていう話しになるかどうかは、我々のほうでも算出はしていませんし、国の方でも算出はしていないんですが、どういったものに使われるかに対しては、皆様にお配りしたこの資料に、児童手当の拡充ということが左上に載っているのですが、この児童手当の拡充や妊婦のため育児時短休業など、6つの子育て支援の取組に充てられるということになりまして、この6つの取組によって、子どもたちの未来を明るくしていこうという施策なので、おっしゃるような苫小牧で何人増えるってというような計画があればよりいいのかなと思いますが、申し訳ございません、今のところそういった計画は出てないと思っております。
ただ、この施策の中にも、もうすでに行われている施策もありまして、児童手当の拡充、ただ国保のテリトリーではないので、表面だけの話かもしれないのですが、令和6年10月からすでにスタートしており、後世の年代までということで延長や所得制限の撤廃なども実施しているところでございます。

- 柴田部長 補足いたします。具体的な夢が描ける数字ではないのですが、子ども家庭庁で出している子ども・子育て支援金制度の中には、平均で児童手当額が206万円出されているところに今回の支援制度ができることによって、上乗せで146万円、合計で352万円になります。という数字が示されていて、これをもって子ども増やしてもいいねと思うかどうかはわかりませんが、今回の制度ができることによって、一人当たり146万円が上乗せになるという制度になります。
- H委員 納得ができないですね、払う方からしたら。あと高齢者の方にも負担してもらわないといけない、そうなると年金だけで苦しい人、物価上昇がある中でまた負担しなきゃダメなんだとなると、何か一つこういうことに使いますよ。将来的にこうなりますよと夢があると次の世代にと思う部分が出てくると思うんですけど、ただ負担してくださいとなると、ちょっと難しいのかなと思います。
- I委員 この集めた税は、どこを通過して、どこの省庁に入って、それがどこを通過して、市まで下りて来るのですか。
- 浅野課長補佐 基本的に北海道に市から収めて、北海道が国に納め、こども家庭庁にお金が入ってくると思います。
- I委員 子ども家庭庁が、各市町村に補助金であったりという形で交付するような流れとなります。
- 浅野課長補佐 用途は、明確に子ども家庭庁だけに限定されていますか。
- 浅野課長補佐 はい、子ども・子育て支援金については、先ほど課長が説明したとおり、これにしか使わないものとなっております。
- 渡邊会長 いわゆる特定財源になって、一般財源化にはならない。
- 浅野課長補佐 そういことです。
- 渡邊会長 今までの議論を踏まえて、柴田部長、国への説明責任を果たしてほしいとか、国への要望とか、申し上げることができるコメントがあれば。
- 柴田部長 はい、貴重なご意見ありがとうございます。
- 市としても会長が冒頭言われましたけど、藤澤委員もおっしゃられたとおり、取りやすいところから取ってる。
- また、国民健康保険税が高くなるだけというだけで、なかなか理解ができないところではございますが、今回の支援金制度については、子育てを社会全体で支えるためのものであり、少子化に歯止めを掛け、日本の未来を支えていく制度ということは、市としても認識しており、これを全世代や全経済全体で分かち合い、全体の仕組みとなってまいりますので、それは市として理解していかなければいけないと考えております。
- 一方では、先ほどご紹介したこども家庭庁の今回の支援制度の概要が出てまして、この中には社会保障制度の改革というところや賃上げ、これにより、実質的な社会保険の負担軽減の効果を生じさせないということで、実質値上がりはしたけれども、賃金とか社会保険制度の改革をやって、負担がないようにすることも、留意事項として書かれていますので、ここに期待するしかないのかなというところもありますし、市としては、こういうところをしっかりと国に求めて要望などをしていくところは努力していかなければならないと考えています。
- 渡邊会長 部長答弁を含めて、その他全体で何かございますか。
- E委員 制度に関しては、誰も納得はいかないというのが本音だと思うのですが、ある面ではしょうがないと受け止めながら、どうしていくのかというところで、当然子ども・子育てに関しては、苦小牧市としてもすごい昔からやって、自分のところには若い世代が来てくれて、子どもを育ててくれて、どんどん人口が増えて、街の活力が上がってほしいというのは、どこの市町村も同じ思いです。
- それが、こういった国の制度でやって、問題は被用者保険の場合は、会社が儲かって給料が上がれば、賃上げ率が上回れば、1,000円、2,000円上がっても良いと過ごせるけれども、国保の場合、そうではない方が非常に多いので、なかなか理解していただくことは難しいですが、丁寧に誠意をもって説明するしかないと思います。
- ただ、そこは非常に苦しいと訴え続けていかないといけないところではないかと思いました。
- 大企業の方は、そうはいつでも何とかなるのかと、来年も8%、10%給料が上がるかもしれない会社の方は大丈夫ですが、そうではない方が一番被害が大きい。ポディブローのように効いてくるところなので、非常に苦しいところだと思います。
- O委員 令和8年度からやるとなった時、これをやることによって、どれだけ子どもが増えたか効果測定しないといけないのに、なぜ丙午の年に始めようとしているのか。
- 今の若い人達は、そこまで気にしないのかもしれないですが、少なからず、来年絶対子どもが生まれる数は、親の世代とかから言い伝え聞いて減ると思うのです。
- 令和9年度子どもが増えて、効果が出ましたって言うつもりですかと思います。
- 渡邊会長 今の答弁は、なかなか難しいと思うので、ご意見ということで承っております。ありがとうございました。
- そろそろ議論は、出尽くしたということでよろしいですか。
- (一同了承)
- はい、ありがとうございます。
- それでは、まとめたいと思いますが、子ども・子育て支援金の新設について、先ほどから議論がありましたが、事務局の提案の内容のとおりということで、苦渋の承認をすることで、よろしいでしょうか。
- (了承)
- 委員一同

